

単身赴任手当に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

単身赴任手当に関する規則等の一部を改正する規則

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第一条 単身赴任手当に関する規則(規則六 一一三)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「配偶者が」を「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含め。以下同じ。)」が」に改める。

第五条第一項中「の人事委員会規則で定める者は、公庫、公団等の職員(人事委員会の定めるものに限る。)」を「の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、単身で生活することを常況とする職員」に改め、同条第二項を削り、同条第三項第一号中「次に掲げる事由(以下「事由発生」という。)」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年徳島県条例第四十五号)第二条第三項第一号に規定する職員派遣から職務に復帰したこと(以下「職務復帰」という。)」に、「事由発生」を「職務復帰の」に改め、同号イからハを削り、同条第七号中「国家公務員、地方公務員その他人事委員会規則で定める者であつた者から人事交流等により引き続き」を「新たに」に、「事由発生」を「職務復帰」に改め、同項を同条第二項とする。

第七条第三項中「総務事務システム(職員の給与、服務等に係る届出等に関する事務の処理を行うための電子情報処理組織をいう。)」を「人事給与システム(職員の人事管理、給与計算等を行うための電子情報処理組織をいう。)」に改める。

第九条中「要件を欠くに至つた日」の下に「(人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事委員会が定める日)」を加える。

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第二条 単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則(令和四年十一月四日公布)の一部を次のように改正する。

附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附則第二項から第四項までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正後の第五条第二項第七号の規定は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となつた者にも適用する。